

社会保障・税番号制度の導入に向けて (社会保障分野)

～事業主の皆様へ～



平成28年2月
厚生労働省

社会保障・税番号制度導入の全体スケジュール



平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	国や自治体等のシステム改修等
<u>平成27年10月</u> ～	国民への <u>個人番号の通知</u> の開始
<u>平成28年 1 月</u> ～	順次、 <u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付)
<u>平成29年 7 月</u> 目途～	<u>地方公共団体・医療保険者等との 情報連携</u> も開始

社会保障分野の個人番号利用事務について



- 個人番号(マイナンバー)を利用する事務
⇒ 基本的に行政事務のみ。
- 個人番号(マイナンバー)を利用して事務を行う機関(個人番号利用事務実施者)
⇒ 行政機関(独立行政法人等、健康保険組合を含む)のみ。

【個人番号を利用する行政事務等の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)
市町村	生活保護法による保護の決定、実施事務 (例) 生活保護の申請の受理、審査事務
市町村	児童手当法による児童手当の支給事務 (例) 児童手当の支給申請の受理、審査事務
ハローワーク	雇用保険法による雇用保険事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査、離職票の交付事務、受給資格の決定・失業の認定事務
労働基準監督署	労働者災害補償保険法による年金給付の支給事務 (例) 労災年金の請求の受理、審査事務
厚生労働大臣 (日本年金機構)	健康保険法による健康保険に関する事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査 厚生年金保険法による厚生年金保険に関する事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査、年金支給事務
全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例) 傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例) 被保険者資格取得届受理・審査、傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務

※詳細は、「社会保障・税番号法別表第1」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」に定められている。

社会保障分野の個人番号関係事務について

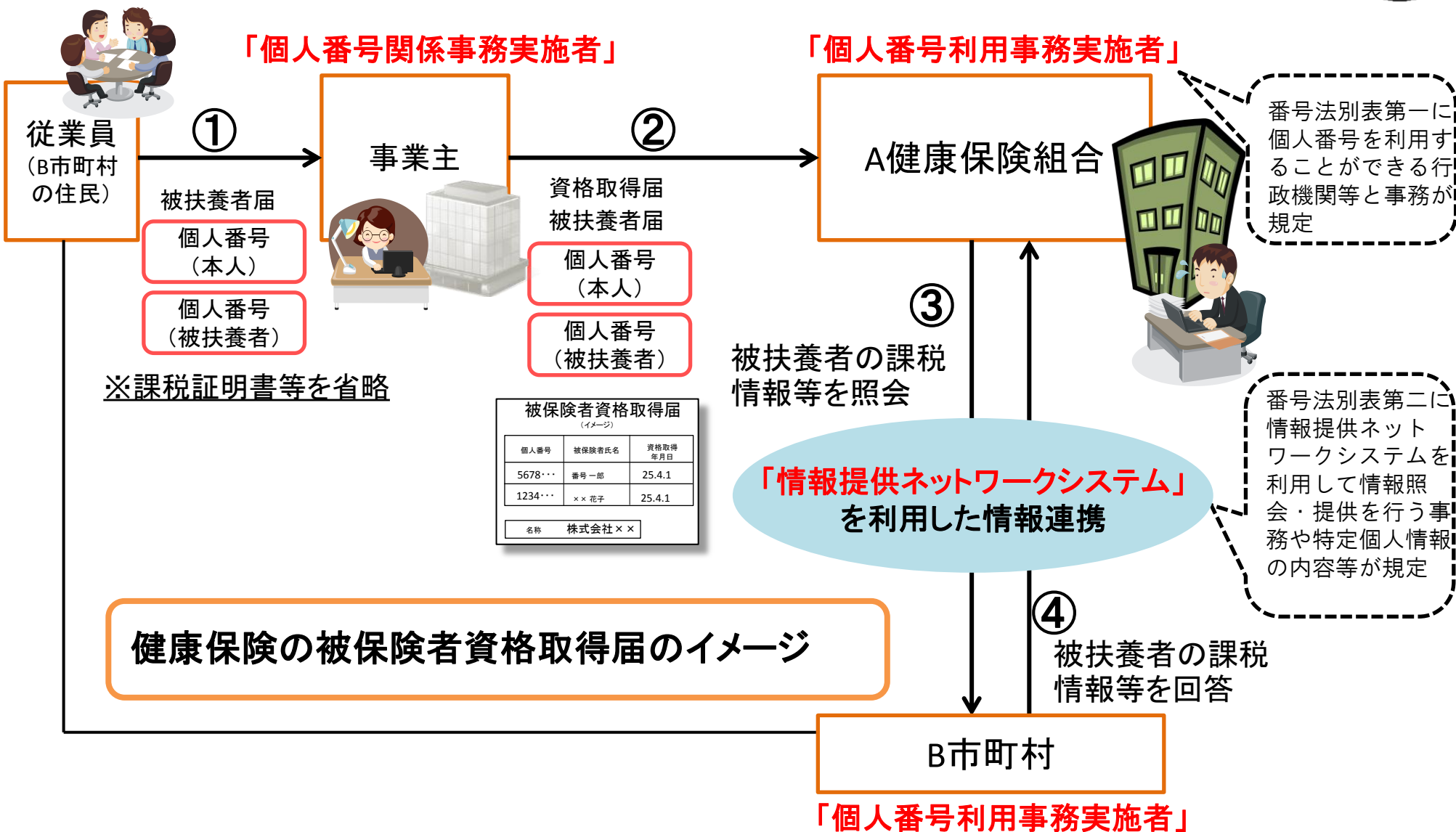


行政機関等の行う個人番号利用事務に関して、**他人の個人番号を記載した書面の提出等の事務を行う者（民間企業等）は、「個人番号関係事務実施者」として、その事務の範囲内で個人番号を使うことになる。（独自利用は禁止）**

【個人番号利用事務とその関係事務実施者の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 （個人番号利用事務実施者）	個人番号を利用する行政事務 （利用事務）	個人番号関係事務実施者と対象事務
厚生労働大臣 （ハローワーク）	雇用保険法による雇用保険事務 （例）被保険者資格取得届の受理、 審査等	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した雇用 保険被保険者資格取得届を作成し、 ハローワークに提出
厚生労働大臣 （日本年金機構）	健康保険法による健康保険の事務 （例）全国健康保険協会所管の健康 保険の被保険者資格取得届の 受理・審査	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した健康 保険被保険者資格取得届を作成し、 年金機構に提出
	厚生年金保険法による厚生年金保険の 事務 （例）被保険者資格取得届の受理・ 審査、年金支給事務	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した厚生 年金保険被保険者資格取得届を作成し、 年金機構に提出
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の 事務 （例）健康保険組合所管の健康保険の 被保険者資格取得届の受理・ 審査事務等	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した健康保険 被保険者資格取得届を作成し、健康 保険組合に提出

情報連携により国民の負担軽減が実現します。



個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」という

※漏洩等については個人情報保護法による措置よりも厳しい措置が番号法に規定されている

社会保障関係書類（事業主提出）への番号の記載時期①



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険(※1)	以下の様式に「個人番号」を追加 ・ 雇用保険被保険者資格取得届 等 以下の様式に「法人番号」を追加 ・ 雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
労災保険 (請求人の代理人となる場合※2)	以下の様式に「個人番号」を追加 ・ 障害(補償)給付支給請求書 ・ 傷病の状態に関する届 等	平成28年1月1日提出分～
労働保険	以下の様式に「法人番号」を追加 ・ 労働保険関係成立届 ・ 労働保険料等申告書	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加 ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・ 健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加 ・ 新規適用届 等	平成29年1月1日提出分～ (※3) 平成28年1月1日提出分～

※1 雇用保険の手続のうち、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の申請について、平成28年2月16日から、原則として、事業主を経由して提出することとしていますので、労使協定を締結する必要はありません。また、資格取得届等と同様に、事業主は番号法上の個人番号関係事務実施者としてこれらの申請を行うこととなりますので、本人確認は事業主で行っていただくこととなります。このため、ハローワークに対して、代理権や従業員の個人番号を確認するための書類を提出は不要となります。(11、13、14ページ参照)

※2 労災保険の手続については、法令上、請求人が所轄の労働基準監督署に直接提出することとなっているため、原則、事業主のみなさまに手続きをしていただくことはございませんが、請求人が自ら手続を行うことが困難である場合については、事業主は助力しなければならないとされていることから、そのような場合においては、請求人の委任により、本人の代理人として提出いただくことができます。

※3 日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金関係の書類については、日本年金機構のマイナンバー利用が延期されたことから、マイナンバーの記載時期は未定です。

※4 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

社会保障関係書類（事業主提出）への番号の記載時期②



○ 社会保障関係の書類で事業主のみなさまに、新規加入者、既存従業員等の個人番号、法人番号を取得、提出いただく時期は以下の通りです。

2016年
(H28年)1月 ▼番号利用開始

7月頃

2017年
(H29年)1月

7月頃 ▼自治体等の情報連携開始

雇用保険

▼ 以下の書類(P.11～14参照)に**個人番号**を記載し、**個人番号関係事務実施者**として提出

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書
- ・育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
- ・介護休業給付金支給申請書

在職者の個人番号の取扱いについては、※1

※ 旧様式を使用する場合等には、「個人番号登録・変更届出書」(P.11、14参照)により提出

▼ 以下の書類(P.15～17参照)に**法人番号**を記載し、提出

- ・雇用保険適用事業所設置届
- ・雇用保険適用事業所廃止届
- ・雇用保険事業主事業所各種変更届

労災保険

▼ 請求人(労働者又はその遺族)が手続を行うことが困難な場合などに、請求人の委任により、以下の書類に**個人番号**を記載し、本人の**代理人**として提出

- ・障害(補償)給付支給請求書、遺族(補償)年金支給請求書、傷病の状態に関する届 等

既受給者の個人番号の取扱いについては※2

労働保険

▼ 以下の書類(P.19、20参照)に**法人番号**を記載し、提出

- ・労働保険関係成立届 ・労働保険料等申告書

健康保険 厚生年金

▼ 新規適用届等(P.26参照)に**法人番号**を記載し、提出

▼ 健康保険・厚生年金の適用・給付関係の書類(P.21～25参照)に**個人番号**を記載し、提出(※3)

既存の従業員等の個人番号の取扱いについては※4

※1 在職者の個人番号は、雇用継続給付の届出があった場合に限り、事業主から提出いただきます。

※2 平成27年12月以前に支給決定を受けた労災年金の既受給者の個人番号は、受給者に毎年1回提出を求めている定期報告の際などに取得するため、事業主からは取得しません。

※3 日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金関係の書類については、日本年金機構のマイナンバー利用が延期されたことから、マイナンバーの記載時期は未定です。

※4 健康保険組合を有する企業の事業主は、既存の従業員及び被扶養者の個人番号を、健康保険組合からの依頼に応じて、例えば、算定基礎届のタイミング(平成28年7～8月)で取得し、健康保険組合に提出いただきます。

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。
また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。





マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認

身元(実在)の確認



個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等

運転
免許証

or

パス
ポート

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上の
書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務実施
者が認めるときは、身元(実存)確認
書類は要しない

等

事業主が行う本人確認の概要（1／2）



- 事業主は、従業員から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認（従業員の個人番号の確認と身元（実在）確認）を行うことが必要です。
- 税務署への届出にあたって必要となる本人確認の方法は、健康保険組合、日本年金機構、ハローワークへの届出でも当該方法による確認が可能です。ハローワークへの届出にあたって必要となる本人確認は次の通りです。

個人番号の提供方法	個人番号確認	身元（実在）確認
対面・郵送	（原則） ① 個人番号カード ② 通知カード ③ 個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書） （例外） ① 上記が困難な場合、過去に本人確認の上で作成した特定個人情報ファイル （その他） 国税庁の告示で定められている書類については、公共職業安定所長が適当と認める書類として番号確認が可能 例：官公署等から発行された番号付き書類	I 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと公共職業安定所長が認めるとき（国税庁の告示と同様） → 雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は<u>身元（実在）確認は不要</u>
		II I 以外の場合は、次のいずれかによる確認 （原則） ① 個人番号カード ② 運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書 （例外） ① 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書など写真付きでない身分証明書を2つ以上 （その他） 国税庁の告示で定められている書類については、公共職業安定所長が適当と認める書類として身元（実在）確認が可能 例：氏名、生年月日又は住所の記載のある写真付き身分証明書等（法人、官公署が発行する身分証明書や資格証明書など）や公共料金の領収書など

事業主が行う本人確認の概要（2／2）



個人番号の 提供方法	個人番号確認	身元(実在)確認
オンライン	個人番号カード(ICチップの読み取り)	
	(原則) ① 過去に本人確認の上で作成した特定個人情報 ファイルの確認 (その他) 国税庁の告示で定められている書類については、 公共職業安定所長が適当と認める書類とする 例:個人番号カードや通知カードなどの画像デー タの電子的送信	(原則) ① 公的個人認証による電子署名 (その他) 国税庁の告示で定められている書類については、公共職 業安定所長が適当と認める書類とする 例:個人番号カードや運転免許証などの画像データの電子的 送信事業者が本人であることを確認した上で発行するID 及びパスワード

「国税庁告示の告示で定められている書類」は以下の国税庁ホームページを参照してください。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/kakunin.pdf>

個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式一覧

(事業主提出関係)



平成28年1月1日以降、以下の様式について、従業員の個人番号を記載し、ハローワークに提出することが必要です。

変更した様式等	様式番号等	施行日
雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則様式第2号	平成28年1月1日
雇用保険被保険者資格喪失届	雇用保険法施行規則様式第4号	平成28年1月1日
高年齢雇用継続給付受給資格確認票 ・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(注1)	雇用保険法施行規則様式第33号の3	平成28年1月1日
育児休業給付受給資格確認票 ・(初回)育児休業給付金支給申請書(注1)	雇用保険法施行規則様式第33号の5	平成28年1月1日
介護休業給付金支給申請書(注1)	雇用保険法施行規則様式第33号の6	平成28年1月1日
個人番号登録・変更届出書(注2)	通達様式	平成28年1月1日

(注1)平成28年2月16日から、原則として、事業主を経由して提出することとしていますので、労使協定を締結する必要はありません。また、資格取得届等と同様に、事業主は番号法上の個人番号関係事務実施者としてこれらの申請を行うこととなりますので、本人確認は事業主で行っていただくこととなります。このため、ハローワークに対して、代理権や従業員の個人番号を確認するための書類の提出は不要となります。詳細は厚生労働省ホームページ「雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係るQ&A」を御確認ください。

(注2)個人番号登録・変更届出書は、個人番号欄のない旧様式にて届け出る場合や個人番号の登録を後日行う場合などに、使用する様式です。

個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式①（事業主提出関係）



雇用保険被保険者資格取得届

様式第2号（第6条関係）（第1面）

雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別 1 4 1 0 1

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 取得区分 (1 新規) (2 再取得)

4. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)

5. 変更後の氏名 フリガナ (カタカナ)

6. 性別 (1 男) (2 女)

7. 生年月日

8. 事業所番号

9. 被保険者となったことの原因

10. 賃金（支払の態様—賃金月額：単位千円）

11. 資格取得年月日

12. 雇用形態

13. 職種

14. 就職経路

15. 1週間の所定労働時間

16. 契約期間の定め

事業所名 [] 備考 []

（この用紙は、このようにしていただきます。）

被保険者の「個人番号」欄を追加しました。

雇用保険被保険者資格喪失届

様式第4号（第7条、第14条関係）（第1面）

雇用保険被保険者資格喪失届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

※ 帳票種別 1 3 1 0 1

2. 氏名変更届 3. 資格喪失届

1. 被保険者番号

2. 事業所番号

3. 資格取得年月日

4. 喪失年月日

5. 喪失原因

6. 離職票交付希望

7. 1週間の所定労働時間

8. 補充採用予定の有無

9. 新氏名 フリガナ (カタカナ)

10. 個人番号

11. 喪失時被保険者種類

12. 国籍・地域コード

13. 在留資格コード

被保険者氏名 性別 生年月日 取得時被保険者種類 転勤年月日 管轄安定所番号 雇用形態

資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間 事業所名

被保険者の住所又は居所

被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

被保険者の「個人番号」欄を追加しました。

- 資格取得届及び資格喪失届に被保険者の個人番号を記載します。
- この他、外国人のローマ字氏名をアルファベットで届出していただくための様式改正をしました。

個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式②（事業主提出関係）



高年齢雇用継続給付受給資格確認票・ （初回）高年齢雇用継続給付支給申請書

様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別
13300

1. 被保険者番号
2. 資格取得年月日
3. 事業所番号
4. 育児休業開始年月日
5. 給付金
6. 支給対象年月その1
7. 6欄の支給対象年月に支払われた賃金
8. 支給対象年月その2
9. 10欄の支給対象年月に支払われた賃金額
10. 賃金の減額の日数
11. 支給対象年月その3
12. 14欄の支給対象年月に支払われた賃金額
13. 賃金の減額の日数
14. 支給対象年月その4
15. 16欄の支給対象年月に支払われた賃金額
16. 賃金の減額の日数
17. 支給対象年月その5
18. 18欄の支給対象年月に支払われた賃金額
19. 賃金の減額の日数

被保険者の「個人番号」欄を追加しました。

育児休業給付受給資格確認票・ （初回）育児休業給付金支給申請書

様式第33号の5（第101条の13関係）（第1面）
育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別
11405

1. 被保険者番号
2. 資格取得年月日
3. 事業所番号
4. 育児休業開始年月日
5. 給付金
6. 支給対象年月その1
7. 6欄の支給対象年月に支払われた賃金
8. 支給対象年月その2
9. 10欄の支給対象年月に支払われた賃金額
10. 賃金の減額の日数
11. 支給対象年月その3
12. 14欄の支給対象年月に支払われた賃金額
13. 賃金の減額の日数
14. 支給対象年月その4
15. 16欄の支給対象年月に支払われた賃金額
16. 賃金の減額の日数
17. 支給対象年月その5
18. 18欄の支給対象年月に支払われた賃金額
19. 賃金の減額の日数

被保険者の「個人番号」欄を追加しました。

- 高年齢雇用継続給付及び育児休業給付の受給資格確認（初回の申請手続きを同時に行う場合を含む）時に被保険者の個人番号を記載（2回目以降の申請書には個人番号の記載は不要）。
- 申請は、原則として、事業主から提出していただくこととしていますが、本人が申請することも可能です。なお、事業主が提出する場合は、番号法上の個人番号関係事務実施者として、申請を行うこととなります（ハローワークに対して代理権や従業員の個人番号を確認するための書類の提出は不要となります。詳細は厚生労働省ホームページ「雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係るQ&A」を御確認ください）。

個人番号登録・変更届出書

[illegible]

- 14

法人番号の記載が必要な雇用保険届出様式一覧

(事業主提出関係)



平成28年1月1日以降、以下の様式について、企業の法人番号を記載し、ハローワークに提出することが必要です。

変更した様式等	様式番号等	施行日
雇用保険適用事業所設置届	通達様式	平成28年1月1日
雇用保険適用事業所廃止届	通達様式	平成28年1月1日
雇用保険事業主事業所各種変更届(注1)	通達様式	平成28年1月1日

(注1)雇用保険事業主事業所各種変更届は、登録済みの法人番号を変更する際などに使用する様式です。

(注2)既に適用事業所となっている事業所(個人事業主を除く)の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

法人番号の記載が必要な雇用保険届出様式①（事業主提出関係）



雇用保険適用事業所設置届

雇用保険適用事業所設置届 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載)

※ 事業所番号

帳票種別 1. 法人番号

12001

下のとおり届けます。
公共職業安定所長 殿

2. 事業所の名称（カタカナ）

事業所の名称（続き（カタカナ））

3. 事業所の名称（漢字）

事業所の名称（続き（漢字））

4. 郵便番号

平成 年 月 日

企業の「法人番号」欄を追加しました。

雇用保険適用事業所廃止届

雇用保険適用事業所廃止届 標準字体 01234567

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載)

※2. 本日の資格喪失・転出者数

帳票種別 1. 法人番号

12002

2. 事業所番号

4. 設置年月日

5. 廃止年月日

8. 統合先事業所の設置年月日

元号 年 月 日

（3 昭和 4 平成）

（3 昭和 4 平成）

（3 昭和 4 平成）

企業の「法人番号」欄を追加しました。

- 事業所設置届及び事業所廃止届に企業の法人番号を記載します。
- 個人事業主の場合は、法人番号が付与されないため、法人番号欄は空欄で提出をお願いします。

法人番号の記載が必要な雇用保険届出様式②（事業主提出関係）



雇用保険事業主事業所各種変更届

雇用保険事業主事業所各種変更届 (必ず第2面の注意事項を読んだから記載し)

※ 事業所番号

帳票種別
1 2 0 0 3

※1. 変更区分
1

2. 変更年月日
4 年 月 日
元号 年 月 日

3. 事業所番号
- - - - -

4. 設置年月日
- 年 月 日 (3 昭和 4 平成)
元号 年 月 日

●下記の5～11欄については、変更がある事項のみ記載してください。

5. 法人番号
- - - - -

6. 事業所の名称（カタカナ）
- - - - -

企業の「法人番号」欄を追加しました。

- 雇用保険事業主事業所各種変更届は、登録済みの法人番号を変更する際などに使用する様式です。

(参考) 在職者・離職者が個人番号を記入する手続



変更した様式等	様式番号等	施行日
雇用保険被保険者離職票－1	雇用保険法施行規則様式第6号	平成28年1月1日
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の3	平成28年1月1日
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の5	平成28年1月1日
介護休業給付金支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の6	平成28年1月1日
教育訓練給付金支給申請書	雇用保険法施行規則様式第33号の2	平成28年1月1日
教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)及び教育訓練支援給付金受給資格確認票	雇用保険法施行規則様式第33号の2の2	平成28年1月1日
雇用保険日雇労働被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則様式第25号	平成28年1月1日
未支給失業等給付請求書	雇用保険法施行規則様式第10号の4	平成28年1月1日

(注)原則として、事業主から提出していただくこととしていますが、本人が申請することも可能です。

法人番号の記載が必要な労働保険の適用徴収関係届出様式一覧

(事業主提出関係)



平成28年1月1日以降、以下の様式について、企業の法人番号を記載し、労働基準監督署等に提出することが必要です。

変更される様式等	様式番号等	施行日
労働保険関係成立届	省令様式(様式第1号)	平成28年1月1日
労働保険料等申告書(注)	省令様式(様式第6号)	平成28年1月1日

(注)既に適用事業場となっている事業場の法人番号については、平成28年度の年度更新の申告書の提出の際に記入していただくこととしています。

法人番号の記載が必要な労働保険の適用徴収関係届出様式（事業主提出関係）



労働保険関係成立届

労働保険料等申告書

様式第1号（第4号、第4号、別添第2号関係）（1）（表用）

労働保険関係成立届

提出用

① 労働保険関係成立届（事務取扱委託）

② 労働保険関係成立届（事務）

③ 任意加入申請書（事務取扱委託）

④ 任意加入申請書（事務）

⑤ 任意加入申請書（事務）

⑥ 任意加入申請書（事務）

⑦ 任意加入申請書（事務）

⑧ 任意加入申請書（事務）

⑨ 任意加入申請書（事務）

⑩ 任意加入申請書（事務）

⑪ 任意加入申請書（事務）

⑫ 任意加入申請書（事務）

⑬ 任意加入申請書（事務）

⑭ 任意加入申請書（事務）

⑮ 任意加入申請書（事務）

⑯ 任意加入申請書（事務）

⑰ 任意加入申請書（事務）

⑱ 任意加入申請書（事務）

⑲ 任意加入申請書（事務）

⑳ 任意加入申請書（事務）

㉑ 任意加入申請書（事務）

㉒ 任意加入申請書（事務）

㉓ 任意加入申請書（事務）

㉔ 任意加入申請書（事務）

㉕ 任意加入申請書（事務）

㉖ 任意加入申請書（事務）

㉗ 任意加入申請書（事務）

㉘ 任意加入申請書（事務）

㉙ 任意加入申請書（事務）

㉚ 任意加入申請書（事務）

㉛ 任意加入申請書（事務）

㉜ 任意加入申請書（事務）

㉝ 任意加入申請書（事務）

㉞ 任意加入申請書（事務）

㉟ 任意加入申請書（事務）

㊱ 任意加入申請書（事務）

㊲ 任意加入申請書（事務）

㊳ 任意加入申請書（事務）

㊴ 任意加入申請書（事務）

㊵ 任意加入申請書（事務）

㊶ 任意加入申請書（事務）

㊷ 任意加入申請書（事務）

㊸ 任意加入申請書（事務）

㊹ 任意加入申請書（事務）

㊺ 任意加入申請書（事務）

㊻ 任意加入申請書（事務）

㊼ 任意加入申請書（事務）

㊽ 任意加入申請書（事務）

㊾ 任意加入申請書（事務）

㊿ 任意加入申請書（事務）

様式第2号（第4号、第4号、別添第2号関係）（1）（表用）

労働保険料等申告書

提出用

① 労働保険料等申告書（事務取扱委託）

② 労働保険料等申告書（事務）

③ 労働保険料等申告書（事務）

④ 労働保険料等申告書（事務）

⑤ 労働保険料等申告書（事務）

⑥ 労働保険料等申告書（事務）

⑦ 労働保険料等申告書（事務）

⑧ 労働保険料等申告書（事務）

⑨ 労働保険料等申告書（事務）

⑩ 労働保険料等申告書（事務）

⑪ 労働保険料等申告書（事務）

⑫ 労働保険料等申告書（事務）

⑬ 労働保険料等申告書（事務）

⑭ 労働保険料等申告書（事務）

⑮ 労働保険料等申告書（事務）

⑯ 労働保険料等申告書（事務）

⑰ 労働保険料等申告書（事務）

⑱ 労働保険料等申告書（事務）

⑲ 労働保険料等申告書（事務）

⑳ 労働保険料等申告書（事務）

㉑ 労働保険料等申告書（事務）

㉒ 労働保険料等申告書（事務）

㉓ 労働保険料等申告書（事務）

㉔ 労働保険料等申告書（事務）

㉕ 労働保険料等申告書（事務）

㉖ 労働保険料等申告書（事務）

㉗ 労働保険料等申告書（事務）

㉘ 労働保険料等申告書（事務）

㉙ 労働保険料等申告書（事務）

㉚ 労働保険料等申告書（事務）

㉛ 労働保険料等申告書（事務）

㉜ 労働保険料等申告書（事務）

㉝ 労働保険料等申告書（事務）

㉞ 労働保険料等申告書（事務）

㉟ 労働保険料等申告書（事務）

㊱ 労働保険料等申告書（事務）

㊲ 労働保険料等申告書（事務）

㊳ 労働保険料等申告書（事務）

㊴ 労働保険料等申告書（事務）

㊵ 労働保険料等申告書（事務）

㊶ 労働保険料等申告書（事務）

㊷ 労働保険料等申告書（事務）

㊸ 労働保険料等申告書（事務）

㊹ 労働保険料等申告書（事務）

㊺ 労働保険料等申告書（事務）

㊻ 労働保険料等申告書（事務）

㊼ 労働保険料等申告書（事務）

㊽ 労働保険料等申告書（事務）

㊾ 労働保険料等申告書（事務）

㊿ 労働保険料等申告書（事務）

企業の「法人番号」欄
が追加されます

- 労働保険関係成立届及び労働保険料等申告書に企業の法人番号を記載します。
- 個人事業主の場合は法人番号が付与されませんが、法人番号未指定の事業場と区別するため、法人番号欄は便宜的にゼロを13桁記入して下さい。

個人番号の記載が必要な健康保険・厚生年金関係（適用関係） の届出様式一覧



平成29年1月1日以降、以下の様式について、従業員の個人番号を記載して提出することが必要です。

※日本年金機構に提出する時期については未定。

届出書等の様式変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる 添付資料	個人番号を取得する際 の本人確認措置
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ／厚生年金保険70歳以上被用者該当届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上 被用者該当届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更 (訂正)届 ※ 原則として届出を省略	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算 定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算 定基礎届	個人番号欄 の追加(70 歳以上被用 者の場合に 限る)	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変 更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変 更届	個人番号欄 の追加 (70歳以上 被用者の場 合に限る)	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	—	事業主において実施

届出書等の様式変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる 添付資料	個人番号を取得する際 の本人確認措置
健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 ／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届	個人番号欄 の追加 (70歳以上被 用者の場合 に限る)	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険被扶養者(異動)届／国民年金第3号 被保険者関係届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	住民票 所得証明書	事業主において実施(被 保険者(従業員)と配偶者 の本人確認) 被保険者(従業員)におい て実施(被扶養者の本人 確認)
国民年金第3号被保険者関係届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	日本年金機構	住民票 所得証明書	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申 出書(新規・延長)／終了届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報 酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用 者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者 申出書／変更(終了)届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時 報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被 用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変 更届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申 出書・終了届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	日本年金機構	住民票	事業主において実施

届出書等の様式変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる 添付資料	個人番号を取得する際 の本人確認措置
厚生年金保険被保険者種別変更届	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申 出書	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申 出書	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険適用証明期間継続・延長申請書	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険適用証明書交付申請書	個人番号欄 の追加	適用事業所 の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
年金手帳再交付申請書	個人番号欄 の追加	適用事業者 の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施

※組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

※この他、以下の申請書にも「個人番号」欄が追加される等の変更がある予定。

- ・2以上事業所の選択の届出(健保則第2条・厚年則第1条)
- ・2以上事業所勤務の届出(健保則第37条・厚年則第2条)
- ・日雇特例被保険者の適用除外の承認申請の受理(健保則第113条)
- ・日雇特例被保険者手帳の交付申請(健保則第114条)
- ・任意継続被保険者の資格取得申請の届出(健保則第42条)、喪失申出(健保則第43条)
- ・任意継続被保険者の被扶養者届(健保則第38条)

※日本年金機構への氏名変更届、住所変更届の提出は原則として不要とする予定。

個人番号の記載が必要な健康保険関係（給付関係）

の届出様式一覧



平成29年1月1日以降、以下の様式について、従業員の個人番号を記載して提出することが必要です。

申請書等の記載事項の変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
食事療養標準負担額の減額に関する申請 ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
生活療養標準負担額の減額に関する申請 ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
療養費の支給の申請 ・(家族)療養費支給申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
移送費の支給の申請 ・(家族)移送費請求書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
傷病手当金の支給の申請 ・傷病手当支給申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3, 4)	全国健康保険協会・健康保険組合	年金給付額を証明する書類等	全国健康保険協会・健康保険組合
埋葬料(費)の支給の申請 ・埋葬料(費)請求書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3, 4)	全国健康保険協会・健康保険組合	生計維持を確認できる書類(住民票)等	全国健康保険協会・健康保険組合
出産育児一時金の支給の申請 ・(家族)出産育児一時金支給申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3, 4)	全国健康保険協会・健康保険組合	出生を確認できる書類(住民票)等	全国健康保険協会・健康保険組合
出産手当金の支給の申請 ・出産手当金支給請求書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3, 4)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
家族埋葬料の支給の申請 ・家族埋葬料支給請求書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合

申請書等の記載事項の変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
特定疾病の認定の申請等 ・特定疾病療養受療証交付申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3、5)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
限度額適用認定の申請 ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3、5)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等 ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3、5)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
高額療養費の支給の申請 ・高額療養費支給申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
高額介護合算療養費の支給の申請等 ・高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等 ・高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(※1)	個人番号の追加(※2)	被保険者(※3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合

※1 申請書の名称については、全国健康保険協会の様式名を記載しているが、保険者によっては使用している申請書の名称が異なる場合がある。

※2 個人番号または被保険者番号その他の番号のいずれかを提出すればよい旨を法令上、規定している。一方、これらの様式については、保険者の判断により、様式に個人番号欄を設けるか否かを選択できることとするが、被保険者等が個人番号による申請を希望した際にはこれに対応できるようにする方向で検討中。

※3 被保険者が直接保険者に提出するのではなく事業主を経由して提出している場合もあるが、その場合における個人番号の提供や本人確認措置の実施方法については、追ってQA等でお示しすることとしている。

※4 申請時において事業主からの証明書が必要。

※5 健保法施行規則において、事業主経由で行うことが可能(意思表示が必要)とされており、これにより事業主を経由して提出する場合については、※3と同様に追ってQA等でお示しすることとしている。

※6 被保険者が提出する申請書に、被扶養者の個人番号を記載しなければならない場合には、基本的に被扶養者の本人確認措置は被保険者本人が実施することを想定している。

法人番号の記載が必要な健康保険・厚生年金届出様式一覧

(事業主提出関係)



平成28年1月1日以降、以下の様式について、**企業の法人番号を記載して提出**することが必要です。

変更される様式等	提出先	様式番号等	施行日
健康保険・厚生年金保険新規適用届	健康保険組合・日本年金機構	通知様式	平成28年1月1日
健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届	健康保険組合・日本年金機構	通知様式	平成28年1月1日
船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届	日本年金機構	通知様式	平成28年1月1日
船員保険・川迫員遠近保険船舶所有者法人番号等変更(訂正)届	日本年金機構	通知様式	平成28年1月1日

(※) 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更(訂正)届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

事業主のみなさまからご質問の多い以下の社会保障関係の様式については番号制度施行に伴う様式変更は行いません。



健康保険関係	労災保険関係
・介護保険適用除外等該当・非該当届 ・健康保険 育児休業等取得者確認通知書 ・健康保険 育児休業等取得者終了確認通知書 ・健康保険 育児休業等終了時報酬月額改定通知書 ・健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・健康保険 被保険者標準賞与額決定通知書 ・健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者報酬月額改訂通知書 ・被保険者氏名変更 確認通知書 ・被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・被保険者資格喪失確認通知書	・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局) ・労働者災害補償保険 業務災害用 休業補償給付支給請求書 ・労働者災害補償保険 通勤災害用 休業給付支給請求書
雇用保険関係	年金関係
・育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用) ・育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) ・介護休業給付金支給・不支給決定通知書 ・雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用／事業主控／本人手続用) ・雇用保険被保険者 氏名変更届受理通知書(被保険者通知用／事業主通知用) ・雇用保険被保険者 資格取得確認通知書(被保険者通知用／事業主通知用) ・雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書(事業主通知用) ・雇用保険被保険者証 ・雇用保険被保険者転勤届 ・雇用保険被保険者転勤届受理通知書(事業主通知用／被保険者通知用) ・雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用／事業主控用) ・雇用保険被保険者離職票－2 ・雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用／事業主控用) ・高年齢雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用) ・高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)	・厚生年金保険 適用証明書 ・健康保険 標準賞与額決定通知書(訂正) ・健康保険 標準賞与額累計申出書 ・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 産前産後休業等取得者確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 資格喪失確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得・資格喪失等確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準賞与額決定通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書 ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額改定のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額改定のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与相当額のお知らせ ・年金手帳

企業年金等における個人番号の取得事務等について



- 平成28年1月より、**企業年金等**では**法定調書**（公的年金等支払報告書・支払調書・源泉徴収票等）の作成等の事務で、個人番号の利用が開始されます。

- 法定調書の作成に必要な受給者等の個人番号について、**個人番号の取得主体**は次のとおりです。

制 度	個人番号の取得主体
①厚生年金基金	厚生年金基金
②基金型確定給付企業年金	企業年金基金
③規約型確定給付企業年金	事業主
④企業型確定拠出年金	事業主 ※ ただし、事業主が資産管理業務を委託した資産管理機関が個人番号取得業務を委託し、その委託された者（例えば、記録関連運営管理機関又は運用関連運営管理機関）が個人番号を取得することが想定されます。
⑤個人型確定拠出年金	国民年金基金連合会
⑥国民年金基金	国民年金基金

事業主が個人番号の取得に関する制度については、ご注意ください！



※企業年金関係の事務において個人番号を取扱う場合、番号利用事務になります。

- また、個人番号の取得主体が**個人番号を取得する方法**は、次の方法があります。

- ・本人から取得
- ・その方が以前に勤めていた企業から取得
- ・企業年金連合会に委託して取得（※）

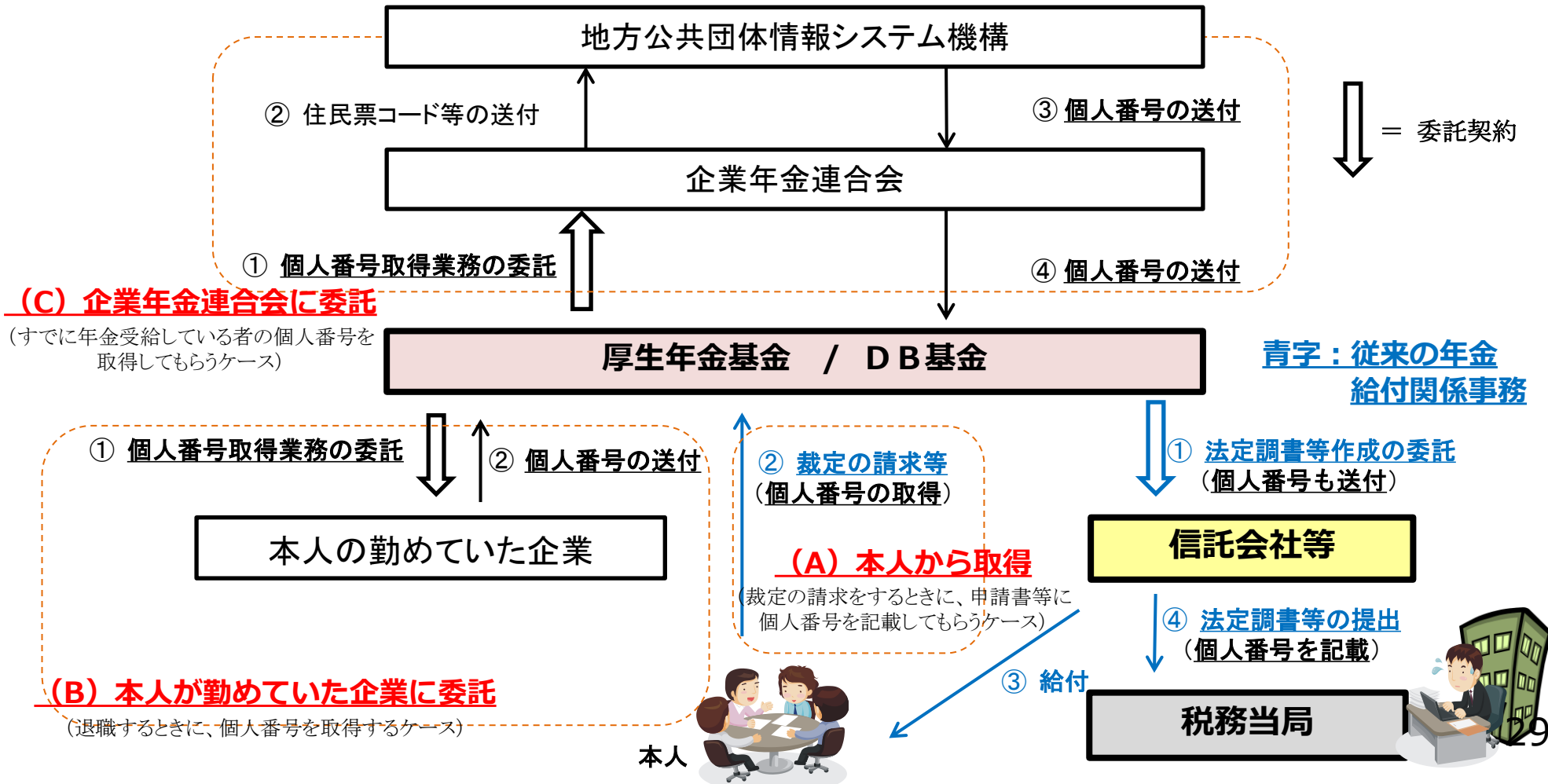
※ 個々人から個人番号を郵送等を通じて収集することについては、受給者等からの取得が特に難しく、膨大な事務手続が発生する恐れがあることから、各基金や事業主は、企業年金連合会を通じて源泉徴収事務に必要な個人番号を取得できるよう措置しています。

- **個人番号の取得をはじめ、個人番号の取扱いを委託する場合**においては、個人番号の取扱いについて**適切な安全管理措置等を含む委託契約を結んでください。**



①厚生年金基金・②基金型DBにおける個人番号の取得について

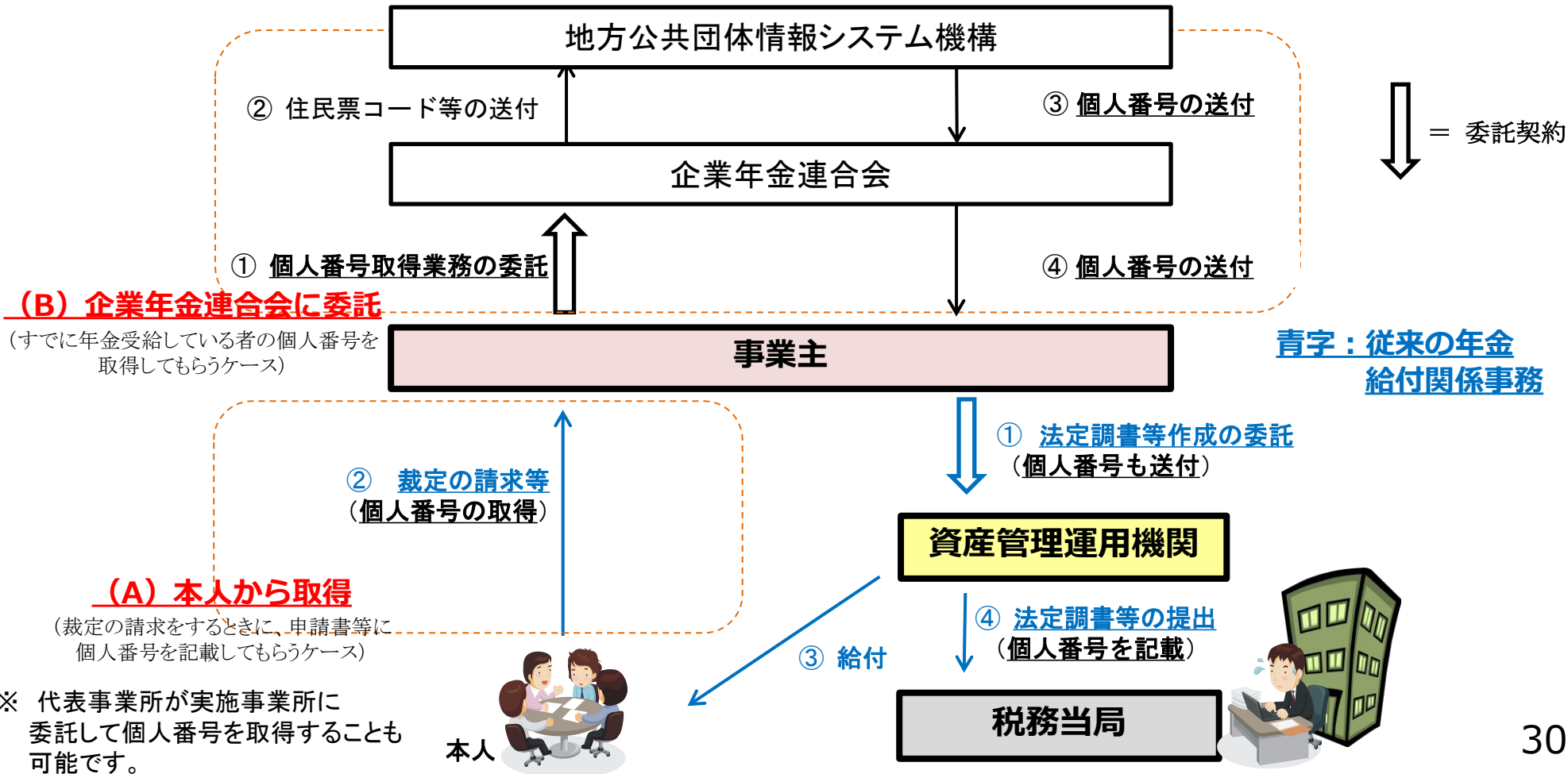
- **厚生年金基金・基金型確定給付企業年金（基金型DB）**では、基本的には、個人番号は、**本人から取得**いただくか、**本人の勤めていた企業に委託して取得**していただきます。
- ただし、既に企業を退職した受給者等の個人番号を取得する場合は、受給者等からの取得が困難で、膨大な事務負担が発生するおそれがあることから、**企業年金連合会を通じて取得することも可能**としています。



③規約型DBにおける個人番号の取得について



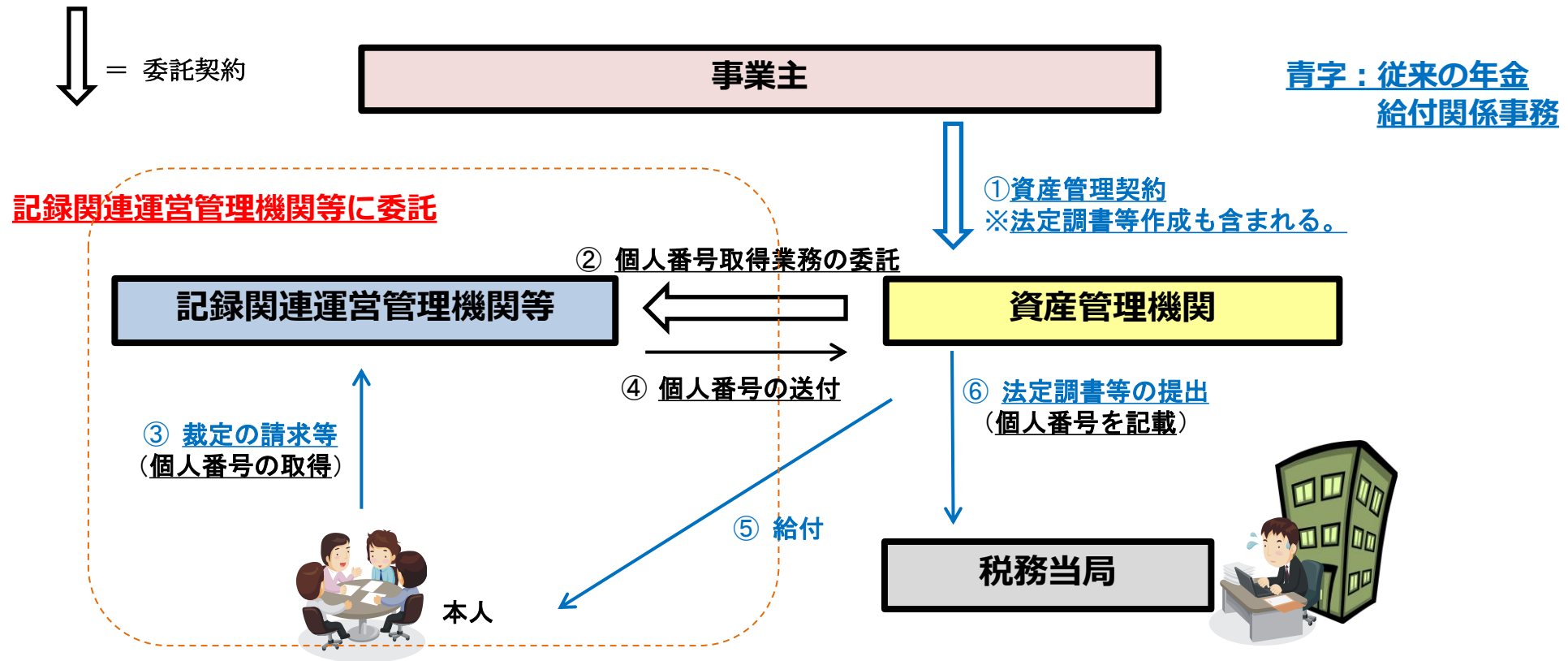
- **規約型確定給付企業年金（規約型DB）**では、基本的には、個人番号は、**本人からを取得**していただきます。
- ただし、既に企業を退職した受給者等の個人番号を取得する場合は、受給者等からの取得が困難で、膨大な事務負担が発生するおそれがあることから、**企業年金連合会を通じて取得することも可能**としています。



④企業型DCにおける個人番号の取得について



- 企業型確定拠出年金（企業型DC）では、資産管理機関から委託を受けた記録関連運営管理機関等に個人番号の取得をしていただきます。



※ 番号制度導入後の事務処理状況等に応じて、厚生年金基金等と同様に、企業年金連合会に委託して個人番号を取得することも考えられます。



さらに詳細な情報（Q&Aなど）については、 厚生労働省のHPに掲載しています。

